

搬 送 仕 様 書

1 業務内容

北海道博物館令和7年度特別展「新選組永倉新八と会津藩士栗田鉄馬―二人のサムライが歩んだ幕末・近代―」において、展示資料の借用先での梱包、借用先と北海道博物館（以下「当館」）の間の搬送（往復）、当館特別展示室での展示設営・撤去、展示保険への加入を、次のとおり行うものとする。

2 搬送資料及び数量

別紙1「令和7年度特別展借用予定資料リスト」のとおり

3 搬送等及び展示設営・解体作業期間

契約締結日から令和7年10月31日まで

4 搬送区間・作業日程等

別紙2「令和7年度特別展借用・返却日程」のとおり

5 資料の取扱等について

- (1) 資料の梱包にあたっては、双方の職員が立ち会うこととし、その取り扱いについては、当館職員の指示に従い充分注意して取り扱うこと。
- (2) 国宝及び重要文化財の梱包その他の取り扱いに十分な経験を有する者を各コースに1人以上配置すること。
- (3) 梱包は慎重かつ丁寧に行うこと。
- (4) 梱包に使用する材料は優良品を用い、梱包資料の実情にあわせて最適な資材を使用すること。

6 運搬の手段

- (1) 美術品専用車（エアサスペンション仕様）を使用すること。
- (2) 梱包および搬送を行う作業員は、常時2人以上配置すること。

7 資料の管理

- (1) 搬送業務期間について充分な管理を行うこと。
- (2) 搬送ルート上における宿泊の際には、資料を積載した車両を、宿泊施設に併設された駐車場に駐車し、24時間監視を行うこと。
- (3) 万が一、事故等が発生した場合には速やかに対処すること。

8 搬送資料及び展示資料の保険加入

- (1) 1で示した搬送資料および当該展示会において展示する資料（別紙3「特別展評価額リスト」のとおり）の搬送中および展示中の事故に備えて、保険に加入すること。
- (2) 保険の適用期間は、「3 搬送等及び展示設営・解体作業期間」のすべてを含むものとする。
- (3) 保険に加入する際に必要となる展示資料の評価額は、別紙3「令和7年度特別展借用予定資料評価額リスト」のとおりとする。

9 その他

当仕様書に定めのないことについては、当館職員の指示に従うこと。